

NBDC ヒトデータ審査委員会による審査フローの修正について

(独)科学技術振興機構
バイオサイエンスデータベースセンター

第1回 NBDC ヒトデータ審査委員会開催時(H25.12.16)に承認していただいた審査フローを基に審査を実施していたが、運用していく上で変更が必要と考えられた部分について以下の通り審査フローを変更したので報告する。

1. 変更理由

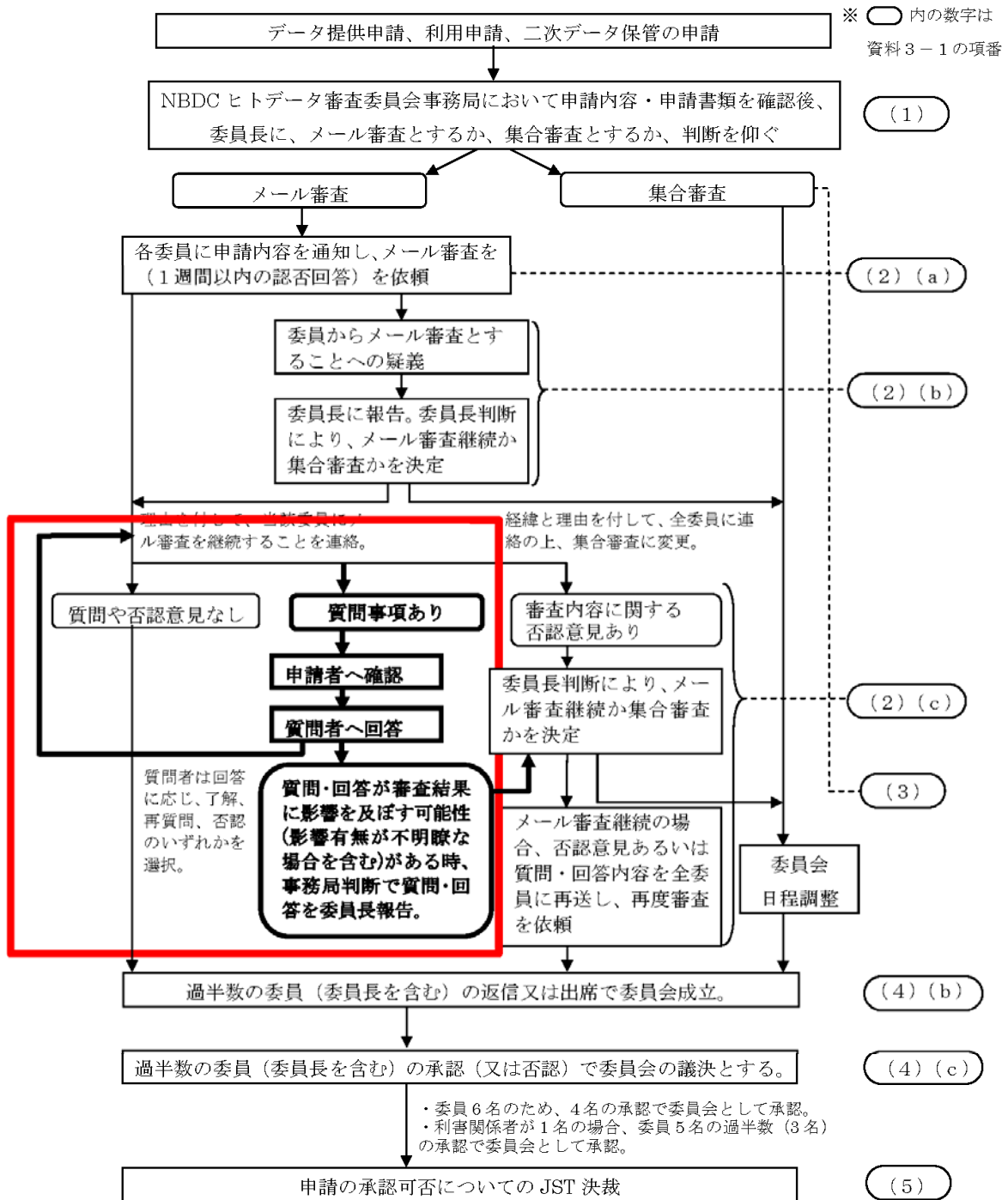
委員から案件内容に関する質問や否認意見があった場合は、質問か否認意見かに関わらず、一律で、経緯を委員長に報告し、集合審査に切り替えるか否かについて委員長の判断を仰ぐこととしていた。しかしながら、質問については委員間での共有でじゅうぶんであり、否認意見と同じフローにする必要が無いと考えられる。

2. 変更箇所(別紙2:フロー および 別紙2:内規 を参照)

- (1) 質問については、質問者に回答を返し、その結果、質問者が①質問無し②再質問③否認のいずれかを選択する。
- (2) 他の委員の審査に影響を及ぼす可能性がある質問・回答の場合は、質問者の認否判断に関係なく、委員長に報告し、集合審査に切り替えるか否かについて委員長の判断を仰ぐ。
- (3) 否認意見については、現行通り、経緯を委員長に報告し、集合審査に切り替えるか否かについて委員長の判断を仰ぐ。

以上

修正後の流れ図
NBDCヒトデータ審査委員会 審査流れ図 (案)



※委員が利害関係者(以下のa又はbに該当)の場合、当該審査には加わらず、委員会成立要件及び議事承認(又は否認)要件の母数とはしない。
 a.申請された研究に関して、申請者と緊密な研究を行う者。
 (例えば、申請された研究に参加している者、申請された研究について申請者と共同研究を実施している者等)
 b.その他 JST が利害関係者と判断した場合。
 ※委員長が利害関係者に該当する場合、委員長は委員の中から委員長代理を指名する。